

「障害者虐待防止研修の効果的なプログラム開発のための研究」
分担研究報告書

施設内虐待の防止に向けた調査と研修の組み立てに関する研究

研究分担者 曾根直樹（日本社会事業大学福祉マネジメント研究科 准教授）

【研究要旨】

障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所（以下、障害者福祉施設等）という。）における障害者虐待防止の取り組みの実態を調査し、その結果に基づいて、厚生労働省の委託事業による「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の障害者福祉施設従事者による障害者虐待防止のプログラムを、より効果的に行うことができるよう見直すことを目的とした。施設内虐待の防止に向けた調査と研修の組み立てにあたっては、管理者、サービス管理責任者、それ以外の職員という立場の違う職員が虐待防止研修を受講することを念頭に、受講者が伝達研修しやすい内容にすること、虐待防止委員会の設置を促進する内容にすること、通報義務を適切に果たすことの重要性を盛り込んだ研修プログラムにすることなどが考えられた。

A．研究目的

障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所（以下、障害者福祉施設等）という。）における障害者虐待防止の取り組みの実態を調査し、その結果に基づいて、厚生労働省の委託事業による「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の障害者福祉施設従事者による障害者虐待防止のプログラムを、より効果的に行うことができるよう見直すことを目的とした。

B．研究方法

1．方法

障害者福祉施設等で行われている虐待防止策について往復はがきによる質問紙調査を実施した。

2．調査対象

全国の障害者福祉施設等の中から、厚生労働省が公表した「平成 29 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の中で、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の認定件数が多かった 6 事業（障害者支援施設 2,596 施設、共同生活援助 7,701 事業所、生活介護 9,964 事業所、就労継続支援 B 型 11,422 事業

所、就労継続支援 A 型 3,768 事業所、放課後等デイサービス 11,565 事業所）及び、虐待認定件数の増加が著しかった療養介護 251 施設の中から、2 段階抽出により各 200 力所（合計 1,400 力所）を調査対象として、調査票を郵送した。

（倫理面への配慮）

質問紙調査に関しては、個人情報の保護に十分留意し「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、研究代表者の所属する機関の倫理審査委員会に調査研究実施の申請を行い、承認を受けた。研究代表者（堀江まゆみ）の所属する白梅学園大学において、倫理審査委員会に調査研究実施の申請を行い承認された（201820 号）。

C．研究結果

1．回答数

調査対象 1,400 力所のうち、511 通の回答を得た（回答率 36.5%）。

2．回答結果

（1）障害者虐待防止法に関する認識

障害者虐待防止法の認識について、よく理解している、概ね理解している、あることは知っている、知らないの中から該当する項目に回

答を求めたところ、次の結果となった（図1、表1）。

（2）都道府県が行う障害者虐待防止研修受講
都道府県等が行う障害者虐待防止研修受講の有

無について、管理者、サービス管理責任者、それ以外の職員に分けて回答を求めたところ、次の結果となった（表2、表3、表4）。

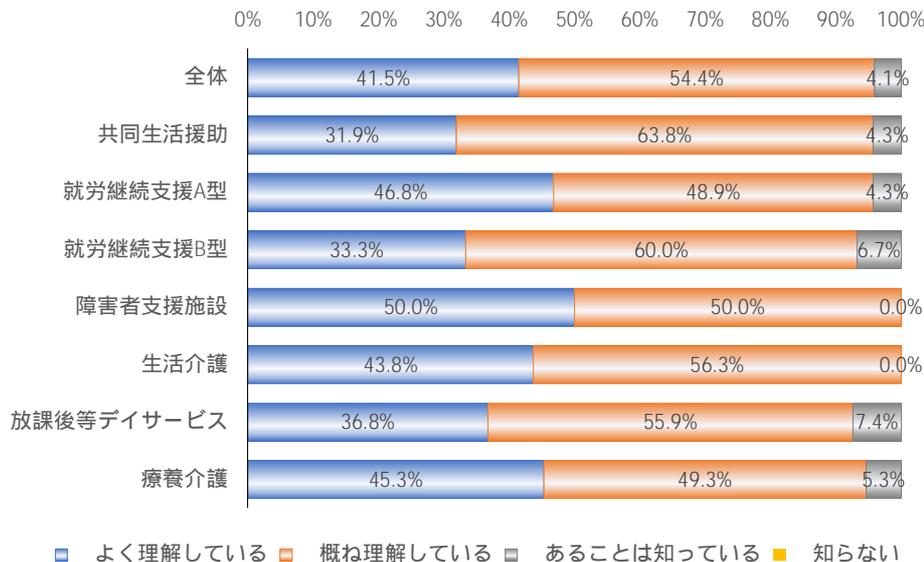


図1 障害者虐待防止法に関する認識

表1 障害者虐待防止法に関する認識

	全体	共同生活援助	就労継続支援A型	就労継続支援B型	障害者支援施設	生活介護	放課後等デイサービス	療養介護
よく理解している	174 41.5%	15 31.9%	22 46.8%	20 33.3%	37 50.0%	21 43.8%	25 36.8%	34 45.3%
概ね理解している	228 54.4%	30 63.8%	23 48.9%	36 60.0%	37 50.0%	27 56.3%	38 55.9%	37 49.3%
あることは知っている	17 4.1%	2 4.3%	2 4.3%	4 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 7.4%	4 5.3%
知らない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	419 100.0%	47 100.0%	47 100.0%	60 100.0%	74 100.0%	48 100.0%	68 100.0%	75 100.0%

表2 管理者の研修受講の有無

	全体	共同生活援助	就労継続支援A型	就労継続支援B型	障害者支援施設	生活介護	放課後等デイサービス	療養介護
受講した	290 63.2%	41 71.9%	35 70.0%	44 67.7%	60 71.4%	44 81.5%	44 62.0%	22 28.2%
受講していない・無記入	169 36.8%	16 28.1%	15 30.0%	21 32.3%	24 28.6%	10 18.5%	27 38.0%	56 71.8%
計	459 100.0%	57 100.0%	50 100.0%	65 100.0%	84 100.0%	54 100.0%	71 100.0%	78 100.0%

表3 サービス管理責任者

	全体	共同生活援助	就労継続支援A型	就労継続支援B型	障害者支援施設	生活介護	放課後等デイサービス	療養介護
受講した	314 68.6%	44 77.2%	37 74.0%	45 69.2%	58 69.0%	45 83.3%	31 43.7%	54 70.1%
受講していない・無記入	144 31.4%	13 22.8%	13 26.0%	20 30.8%	26 31.0%	9 16.7%	40 56.3%	23 29.9%
計	458 100.0%	57 100.0%	50 100.0%	65 100.0%	84 100.0%	54 100.0%	71 100.0%	77 100.0%

表4 それ以外の職員

	全体	共同生活援助	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	障害者支援施 設	生活介護	放課後等デイ サービス	療養介護
受講した	258 56.2%	27 47.4%	21 42.0%	41 63.1%	58 69.0%	36 66.7%	27 38.0%	48 61.5%
受講していない・無記入	201 43.8%	30 52.6%	29 58.0%	24 36.9%	26 31.0%	18 33.3%	44 62.0%	30 38.5%
計	459 100.0%	57 100.0%	50 100.0%	65 100.0%	84 100.0%	54 100.0%	71 100.0%	78 100.0%

(3) 障害者福祉施設等の内部における障害者虐待防止研修実施の有無

障害者福祉施設等の内部における障害者虐待防止研修実施の有無について回答を求めたところ、次の結果となった(表5)。

(4) 虐待防止委員会設置の有無

法人や障害者福祉施設等における、虐待防止委員会設置の有無について回答を求めたところ、次の結果となった(表6)。

(5) 通報ルート

障害者福祉施設等で虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報ルートについて、情報を理事長に報告した上で行政に通報する、情報を管理者に報告した上で行政に通報する、職員が直接行政に通報する、これらの複数の組み合わせのいずれに該当するか回答を求めたところ、次の結果となった(図2、表7)。

表5 内部研修実施の有無

	全体	共同生活援助	就労継続支援A 型	就労継続支援B 型	障害者支援施 設	生活介護	放課後等デイ サービス	療養介護
毎年実施	319 71.2%	32 57.1%	31 63.3%	32 50.8%	70 84.3%	43 81.1%	46 67.6%	65 85.5%
過去に実施	77 17.2%	12 21.4%	12 24.5%	15 23.8%	12 14.5%	9 17.0%	10 14.7%	7 9.2%
実施していない	52 11.6%	12 21.4%	6 12.2%	16 25.4%	1 1.2%	1 1.9%	12 17.6%	4 5.3%
計	448 100.0%	56 100.0%	49 100.0%	63 100.0%	83 100.0%	53 100.0%	68 100.0%	76 100.0%

表6 虐待防止委員会設置の有無

	全体	共同生活援助	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	障害者支援施 設	生活介護	放課後等デイ サービス	療養介護
設置している	201 43.8%	20 35.1%	12 24.0%	16 24.6%	55 65.5%	28 51.9%	21 29.6%	49 62.8%
設置していない	171 37.3%	33 57.9%	34 68.0%	39 60.0%	9 10.7%	15 27.8%	39 54.9%	2 2.6%
無記入	87 19.0%	4 7.0%	4 8.0%	10 15.4%	20 23.8%	11 20.4%	11 15.5%	27 34.6%
計	459 100.0%	57 100.0%	50 100.0%	65 100.0%	84 100.0%	54 100.0%	71 100.0%	78 100.0%

表7 通報ルート

	全体	共同生活援 助	就労継続支 援A型	就労継続支 援B型	障害者支援 施設	生活介護	放課後等デ イサービス	療養介護
理事長に報告後通報	74 16.6%	12 21.1%	7 14.6%	14 23.0%	20 23.8%	11 20.4%	7 10.0%	3 4.1%
管理者に報告後通報	206 46.1%	24 42.1%	25 52.1%	25 41.0%	32 38.1%	27 50.0%	37 52.9%	36 49.3%
職員が通報	18 4.0%	1 1.8%	2 4.2%	3 4.9%	4 4.8%	1 1.9%	3 4.3%	4 5.5%
+	56 12.5%	11 19.3%	2 4.2%	12 19.7%	8 9.5%	6 11.1%	13 18.6%	4 5.5%
+	41 9.2%	1 1.8%	6 12.5%	2 3.3%	9 10.7%	1 1.9%	1 1.4%	21 28.8%
+	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
+	52 11.6%	8 14.0%	6 12.5%	5 8.2%	11 13.1%	8 14.8%	9 12.9%	5 6.8%
計	447 100.0%	57 100.0%	48 100.0%	61 100.0%	84 100.0%	54 100.0%	70 100.0%	73 100.0%

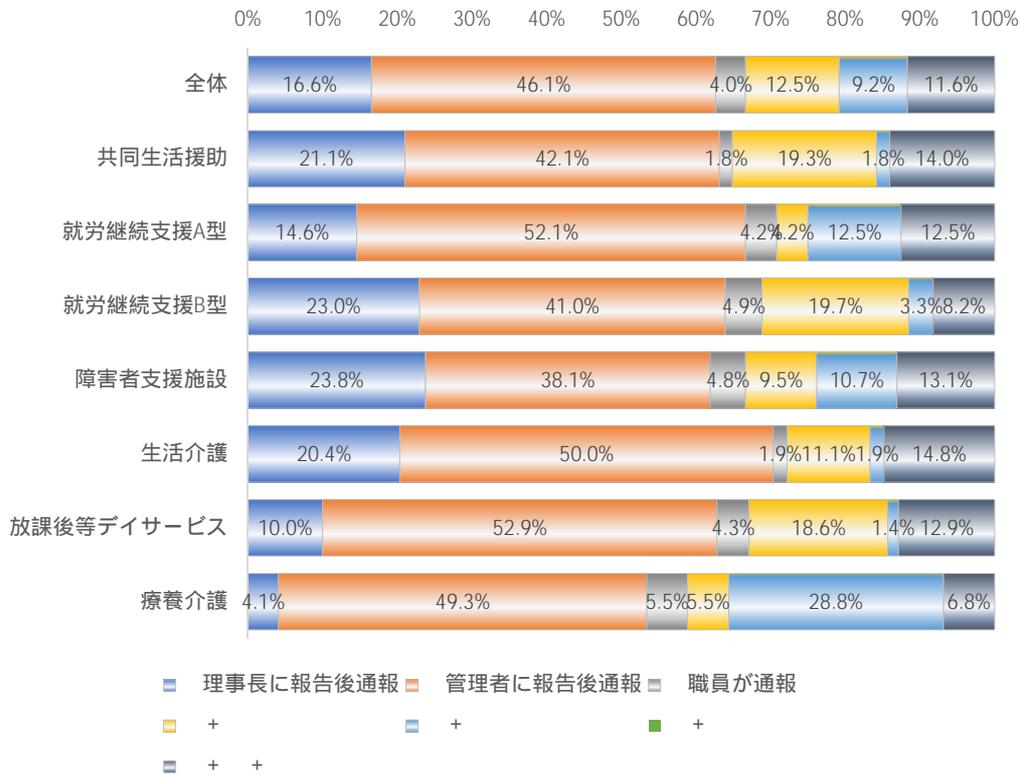


図2 通報ルート

D. 考察

(1) 障害者虐待防止法に関する認識

障害者虐待防止法に関する認識は、よく理解している、概ね理解しているの合計が9割以上となった。よく理解している、に限った場合は、共同生活援助、就労継続支援事業B型、放課後等デイサービスが3割台、低い傾向であった。また、障害者支援施設は5割台で、これまで報道された深刻な虐待事案の多くが施設入所支援で起きた事案であったためか、関心の高さが伺えた。

(2) 都道府県が行う障害者虐待防止研修受講の有無

都道府県が実施する障害者虐待防止研修受講の有無では、管理者63.2%、サービス管理責任者68.6%、それ以外の職員56.2%という結果で、管理的立場の職員の受講率が高い傾向にあった。管理的立場の職員が障害者福祉施設等を代表して虐待防止研修を受講し、内部で伝達研修を行うということが考えられる。

障害者福祉施設等の種別では、療養介護の管理者の受講率が低い結果となったが、療養介護の管理者は医療職である医師が多いため、福祉職が受講する機会が多いのではないかと考えられる。

放課後等デイサービスは、管理者62.0%、サービス管理責任者43.7%、それ以外の職員38.0%の受講率となっており、いずれも平均以下の受講率であった。放課後等デイサービスは、虐待認定される事案が増加傾向にあるため、受講率を引き上げることが必要である。

(3) 障害者福祉施設等の内部における障害者虐待防止研修実施の有無

内部研修の実施の有無では、共同生活介護21.4%、就労継続支援B型25.4%、放課後等デイサービス17.6%が実施していない比率が高かった。

毎年実施している比率が高かったのは、障害者支援施設84.3%、療養介護85.5%、生活介護81.1%で、重度障害者が多く利用する事業種別、入所系の施設において内部の虐待防止研修の実施頻度が高く、虐待防止への取り組みが積極的な傾向にある。

(4) 虐待防止委員会設置の有無

虐待防止委員会を設置していない比率が高かったのは、共同生活援助57.9%、就労継続支援A型68.0%、就労継続支援B型60.0%、放課後等デイ

サービス 54.9%であった。内部の障害者虐待防止研修を実施していない事業種別とも重なるため、虐待防止委員会の設置により内部の虐待防止研修の実施率を高めることができる可能性がある。

2. 実用新案登録
特になし
3. その他
特になし

(5) 通報ルート

障害者福祉施設等において、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、すべての事業種別において、50%以上が設置者や管理者に報告した後通報するルールとなっていた。職員が通報するルールがあるのは、複数回答を含めて 30%程度であった。

平成 29 年度障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報・届出者は、当該施設・事業所職員 18.2%、当該施設・事業所設置者・管理者 11.4%となっており、職員からの通報が多い。施設・事業所のルールでは、50%以上が設置者、管理者に報告した上で行政に通報するという調査結果から、設置者・管理者の報告したところ通報がなされなかったために、やむを得ず職員が通報する事案があることが考えられる。

E. 結論

施設内虐待の防止に向けた調査と研修の組み立てにあたっては、管理者、サービス管理責任者、それ以外の職員という立場の違う職員が虐待防止研修を受講することを念頭に、受講者が伝達研修しやすい内容にすること、虐待防止委員会の設置を促進する内容にすること、通報義務を適切に果たすことの重要性を盛り込んだ研修プログラムにすることなどが考えられる。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得
特になし